

平成28年11月16日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成28年(行コ)第163号損害賠償(住民訴訟)請求控訴事件(原審・東京地方
裁判所平成21年(行ウ)第288号)

口頭弁論終結日 平成28年10月5日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用(補助参加によって生じた費用を含む。)は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、石原慎太郎、大塚俊郎、津島隆一、被控訴人補助参加人仁司泰正及び同丹治幹雄に対し、連帯して1255億円並びにうち855億円に対する平成20年8月31日から支払済みまで年5分の割合による金員及びうち400億円に対する同年4月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を被控訴人に支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

- (1) 東京都において平成16年4月1日に全株式を取得した株式会社新銀行東京(以下「新銀行東京」という。)は、その後の経営状態の悪化に伴い、東京都から、当初出資を受けた1000億円のほかに400億円の追加の出資を受けた上で、資本金及び資本準備金(以下、併せて「資本金等」という。)の額を合計1016億円減少する旨の株主総会の決議をした。

本件は、東京都の住民である控訴人らが、東京都においては、東京都知事

であった石原慎太郎（以下「石原」という。）、東京都の職員であり、後に新銀行東京の役員等を務めた大塚俊郎（以下「大塚」という。）及び津島隆一（以下「津島」という。）並びに新銀行東京の役員等を務めた被控訴人補助参加人仁司泰正及び同丹治幹雄（以下、順次、「補助参加人仁司」、「補助参加人丹治」といい、併せて「補助参加人ら」というほか、これに石原、大塚及び津島を併せて5名をまとめて「本件相手方ら」という。）に対し、後記(2)のとおり不法行為による損害賠償請求権を有していると主張して、東京都の執行機関である被控訴人に対し、地方自治法242条の2第1項4号の規定に基づき、本件相手方らに上記の請求権に係る金員の支払の請求をすることを求めた事案である。

(2) 本件相手方らの不法行為による東京都の損害賠償請求権に係る控訴人らの主張は、次のとおりである。

ア 本件相手方らは、(a) 石原が新銀行東京の経営を監視する義務を、(b) 大塚及び津島が、東京都の職員としては上記の監視する義務、また、新銀行東京の役員等としては健全な銀行の経営がされるようにする義務を、(c) 補助参加人らが財務内容等の情報提供をする義務及び問題のある商品の販売の中止等をする義務をそれぞれ怠って、それぞれ東京都に対する不法行為をし、それらは共同不法行為に当たるので、これらにより、東京都に対し、当初の出資の額である1000億円のうち855億円及び追加の出資の額である400億円に相当する合計1255億円の損害を与えたことを理由として、東京都においては本件相手方らに対し、1255億円及びこれに対する民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払の請求権を有している（遅延損害金の起算日は、855億円については資本金等の額を減少する旨の株主総会の決議がされた日の後の日であり、400億円については追加の出資がされた日である。）。

イ 本件相手方らのうち石原には、東京都にとって回収の見込みがないこと

が明らかなものであったにもかかわらず、故意又は過失によって上記追加の出資を提案して実行したことにつき、別途不法行為が成立することを理由として、東京都においては石原に対し、400億円及びこれに対する民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払の請求権を有している（起算日は追加の出資がされた日である。）。

- (3) これに対し、被控訴人及び補助参加人仁司は本件訴えの適否を争い、被控訴人及び補助参加人らは本件相手方らの東京都に対する上記各不法行為の成否を争ったところ、原審は、本件訴えは適法であるが、本件相手方らの東京都に対する不法行為はいずれも成立するとは認められないものと判断し、控訴人らの本件各請求をいずれも棄却する判決を言い渡した。

そこで、これを不服とする控訴人らが本件各控訴を提起して、上記控訴の趣旨のとおり裁判を求めた（したがって、当審における審理の対象は、控訴人らの本件各請求をいずれも棄却する旨の原審の判断の当否である。）。

2 前提事実

前提事実は、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の「1 前提事実」に記載されたとおりであるから、これを引用する。

3 争点

- (1) 本件相手方らの東京都に対する共同不法行為の成否（争点1。原審の本案の争点1に相当）
- (2) 石原の東京都に対する不法行為（前記(1)を除く。）の成否（争点2。原審の本案の争点2に相当）

4 争点に関する当事者及び補助参加人らの主張

- (1) 争点に関する当事者及び補助参加人らの主張は、後記(2)のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の「3 争点に関する当事者等の主張」（ただし、本案前の争点に関する部分は除く。）に記載されたとおりであるから、これを引用する。

(2) 原判決の補正として、原判決86頁16行目の「出納室長」を「出納長」に改める。

5 当審における当事者の主張の要旨

(1) 控訴人らの主張

ア 新銀行東京については、東京都が1000億円にも及ぶ出資金を抛出して銀行を設立（既存銀行の全株式を取得し商号変更をする方式による。）するものであるから、地方公共団体が補助金を支出して設立する第三セクターに類似するだけでなく、更にその経営状況の適正化については、一般的な第三セクターに対する善管注意義務・監視義務より高度の善管注意義務・監視義務が課せられているというべきである。そして、補助金の支出に係る裁量権の逸脱、濫用に関する最高裁平成17年11月10日第一小法廷判決・裁判集民事218号349頁及び最高裁平成18年1月19日第一小法廷判決・裁判集民事219号73頁に照らすと、実質的に補助金の支出とも見られる上記1000億円の支出は、公益上の必要性に関する東京都の裁量権の範囲を逸脱した違法なものというべきである。

イ 東京都においては、本件相手方らの不法行為により、東京都が出資した1000億円のうち855億円を棄損し、400億円の追加の出資をして、合計125.5億円の損害を受けたので、これと本件相手方らの行為との間には、客観的な関連共同があり、かつ、各人の行為と直接の加害行為との間に因果関係があるから、一体性ないし共同性が認められるので、本件相手方らの上記不法行為は、共同不法行為である。

特に、新銀行東京における東京都からの資本金1000億円の支出とその毀損及び追加出資金400億円を要した結果に至る経過においては、本件相手方らにおける、人的資本的に密接な関係のある人格間に意思的関与又は行為支配が認められるから、共同不法行為に係る「強い関連共同性」が肯定されるべきである。

この点について、最高裁昭和43年4月23日第三小法廷判決・民集22巻4号964頁において、共同行為者各自の単独でも損害を発生させ得る複数の発生源の一つが被告として訴えられた場合に、その各自が違法な加害行為と相当因果関係のある損害について賠償責任があるとされているから、855億円と400億円の各損害は、共同不法行為による損害として一体のものである。そして、被控訴人が、本件相手方らに対して、上記共同不法行為に基づく損害賠償請求権を行使しないのは、「財産の管理を怠る事実」に当たり、本件相手方らは、「当該怠る事実に係る相手方」であるというべきである。

なお、原判決では、控訴人らの本件各請求を棄却する理由として、新銀行東京において取締役及び執行役らの経営判断の原則において誤りがないとする判示をするにすぎず、本件相手方らが前代未聞の銀行業務に介入し、その業務執行行為をなしたことの重大性を全く考慮していない点や、新銀行東京の事業収益計画性の杜撰さなどについても審理を尽くしておらず、重大な事実誤認があるというべきである。

(2) 被控訴人の主張

控訴人らの主張はすべて否認する。

なお、本件相手方らの行為について共同不法行為の基礎となる関連共同性は存しない。また、控訴人らが主張する善管注意義務違反の事実はなく、そもそも共同不法行為について規定する民法719条1項の適用の前提を欠いているというべきである。

(3) 補助参加人仁司の主張

控訴人らの主張はすべて否認する。

なお、本件相手方らの行為について何らの注義務違反はないというべきであるから、控訴人らの主張は理由がない。

(4) 補助参加人丹治の主張

控訴人らの主張はすべて否認する。

なお、控訴人らにおいては、新銀行東京のための東京都の金員拠出が第三セクターへの補助金の交付と類似すると主張しているが、補助金の交付と出資では法的性質も意味合いも全く異なっているので、失当である。また、控訴人らの主張する「強い関連共同性」の内容は抽象的で趣旨が不明であり理由がない。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、本件全証拠によっても、東京都に対する、①本件相手方らの共同不法行為及び②石原の不法行為（前記①を除く。）は、いずれも成立すると認められないものと判断する。

その理由は、後記2のとおり付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の2ないし4（原判決19頁10行目から同66頁1行目まで）に記載されたとおりであるから、これを引用する。

- 2(1) 本件訴訟は、東京都の住民である控訴人らが、東京都においては、本件相手方らに対し、不法行為（共同不法行為）による損害賠償請求権を有していると主張して、東京都の執行機関である被控訴人に対し、地方自治法242条の2第1項4号の規定に基づき、本件相手方らに上記の請求権に係る金員の連帯支払の請求をすることを求めたものである。

本件相手方らの東京都に対する不法行為の成否は、各人ごとに、その地位や職責を踏まえ、かつ、新銀行東京の設立、開業、経営の状況の推移に沿い、時点ごとに個別具体的に行為の適否を検討すべきものであるところ、原判決においては、本件証拠関係に基づいて、主に時系列に沿って必要な事実を認定した上で、上記のような検討が適切に行われているところである。

- (2) ところで、原判決においては、本件相手方らの東京都に対する不法行為（共同不法行為）の成否を判断するに当たり、①石原などの東京都の責任者において新銀行東京の財務内容の情報提供を受けその経営を監視すべき義務につ

いては、東京都が自らの判断により議会の議決を経て新銀行東京の株主になったことからすると、東京都の責任者が、東京都に対し、新銀行東京の経営を直接監視すべき義務を負うとまでいえるかどうかについて疑義があり、②補助参加人らなどの新銀行東京の責任者において上記の情報提供をする義務や本件小口定型3商品の販売の中止をする義務等についても、それらは新銀行東京の経営に関与する者における経営判断に関わるものであって、新銀行東京の役員等が新銀行東京に対して善管注意義務等を負うのにとどまらず、その株主である東京都との関係における不法行為責任を基礎付ける注意義務としても十分であるかどうかについて疑義がある旨判示した部分（原判決48頁24行目から同50頁2行目まで）がある。

控訴人らは、この部分をとらえ、原判決が審理を尽くさず、事実を誤認している旨論難するが、原判決中の上記の部分は、一般に不法行為の成立をいうためには当該被害者との関係において負うべき注意義務の違反があったことが認定されなければならないことを説示するものである。原判決中の上記の部分は、その上で、本件事案においては、そのような注意義務の存在を認定するのが容易でない事情があるという点を明らかにしたものにすぎないから、少なくともこの部分のみをとらえて上記のように論難することは、当を得ない。

そして、原判決においては、上記判示の点を踏まえつつ、その50頁3行目以下において、本件相手方らの東京都に対する不法行為の成否につき、証拠関係を精査した上で、各人ごとに、その地位や職責を踏まえ、かつ、新銀行東京の設立、開業、経営の状況の推移に沿い、当該時点ごとに個別具体的に行為の適否につき、その注意義務違反の有無の検討がされていることは、前記(1)のとおりである。

- (3) また、控訴人らは、本件が、東京都において1000円億円の出資をして銀行を設立した事案であることをとらえて、その経営状況の適正化に係る善

管注意義務・監視義務としては、一般的な第三セクターに対するものより高度な義務が課せられているというべきであるとし、最高裁平成17年11月10日第一小法廷判決・裁判集民事218号349頁、最高裁平成18年1月19日第一小法廷判決・裁判集民事219号73頁に照らせば、本件相手方らには上記各義務の違反が認められるべきである旨主張する。

しかしながら、控訴人らが指摘する上記各最高裁判決は、いずれも地方自治法232条の2にいう「寄附又は補助」に係る公益上の必要性の判断の適否が争われた事案に関するものであり、本件とは事案を異にするから、上記各最高裁判決を参照しても、本件の結論が左右されることにはならない。

- (4) もっとも、共同行為者各自の行為が客観的に関連し共同して違法に損害を加えた場合において、各自の行為がそれぞれ独立に不法行為の要件を備えるときは、各自が上記違法を加害行為と相当因果関係にある損害についてその賠償の責に任ずべきである（最高裁昭和43年4月23日第三小法廷判決・民集22巻4号964頁）。

しかしながら、控訴人らは、当審において、本件相手方らには東京都に対する共同不法行為が成立することを重ねて主張するが、本件相手方ら各自の行為につき東京都に対する不法行為の成立を認めることができないという本件事実関係の下においては、共同不法行為の成否を検討する前提が欠けているというべきである。

したがって、控訴人らの上記主張は理由がない。

3 小括

以上の次第で、東京都に対する、①本件相手方らの共同不法行為及び②石原の不法行為（前記①を除く。）は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも成立しない。

その他、控訴人らの主張に鑑み、当審において追加提出された証拠を含め、本件訴訟記録を精査しても、原審の事実認定を論難する点を含め、上記認定判

断を左右するに足りる的確な主張立証はないというべきである。

第4 結論

よって、控訴人らの本件各請求をいずれも棄却した原判決は相当であり、本件各控訴はいずれも理由がないのでこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第22民事部

裁判長裁判官 河 野 清 孝

裁判官 古 谷 恭 一 郎

裁判官 小 林 康 彦